

り返し申し上げますけれども、安全が確認をされた原子力発電所は再稼働させていくというのは、政府の明確な方針ということでございます。

それから、このページの下から2つ目の段落でございます。手続的には、「今後、原子力規制委員会によって、工事計画認可などの所要の法令上の手続が進められた上で行われます。」ということですが、加えて、「再稼働後についても、政府は、関係法令に基づいて、責任を持って対処してまいります。」ということで、これに関しましては、原子力防災、それから、原子力賠償といったものに関しまして、これは確固たる法律がございます。

原子力賠償に関しましては、その事業者で十分カバーできないところを原子力賠償支援機構法というものをつくりまして、現在、福島におきましては、賠償の額にして4兆2,000億は超えたかと思っておりますけれども、完全賠償をしていくんだということをもって、国も責任を持って対処しているということでございます。

それから、20ページ目は、原子力施策の再構築ということでございます。

先ほど少し触れましたが、原子力に関して小委員会ができておりまして、年内を目途に一定の取りまとめをするということでありますが、そこで課題として掲げられておりますのが、この7つのポイントでございます。

まずは、①のところ、「原発依存度は可能な限り低減させる方針。」ということでございますけれども、これに当たりましては、まず、「今後増加する廃炉を円滑かつ安全に行わなければならない。」と、これを掲げております。

それから、2つ目には、技術・人材を維持すると。原発の利用、廃炉を安全を進めるためにも、こうした、人材・技術の維持は大事ですし、また、世界の原子力安全への貢献というところも、日本にとっては大きな課題ということでございます。

③つ目は、いかなる事情よりも安全性を最優先をするんだと。安全神話と決別をする。安全性の向上を不断に追求していかなければならないといったところをうたっております。

それから、④電力システム改革、これまでも法律で出てきておりますが、また、次期通常国会に向けまして、第3弾の法案のほうの準備を進めておりますけれども、こうしたもとにおいても、技術・人材を維持する。それから、廃炉も円滑、安全に行っていく。安定供給に貢献をしていくといったところ、これ、非常に難しい問題でありますけれども、しっかりと受けとめて議論をしていきたいと思っております。

それから、使用済み燃料の問題、廃棄物の問題については、将来に先送りをしない。

それから、⑥国民の行政・事業者への信頼が低下をしているわけでありまして、こうしたものに関しましては、しっかり私ども答えていくと。また、経済的に影響がある地元の皆様をお支えすることも大事ということでございます。

最後に、新興国の原発導入が拡大をしているということでございますが、日本としては、事故の教訓を国際社会に共有をして、原子力の平和利用、核不拡散に貢献することが責務であるというふうに考えている次第でございます。

21ページ目は、まず、先ほどのページでいけば、②、③にかかわるところかと思われましても、原子力の安全性の向上に向けた取り組みというものでございます。

原子力規制委員長のほうも、100%安全じゃないんだというところをおっしゃられます。その

安全神話からの決別をということからすれば、そのような言い方になるわけでありませうけれども、残余のリスクをいかに減らしていくのかということが、国、それから事業者にとっての重要な課題ということでございます。

このような取り組みを進める上で、このページにあります、1つの動きとしましては、原子力リスク研究センターというものを10月1日に設立をしております。

このセンターの所長には、アメリカの原子力規制委員会の委員でもおられたアポストラキス氏といった方を招き、それから顧問には、名委員長と言われましたリチャード・メザーブ氏にも就任をいただいております。

こうした方々の指導を得ながら各電力会社が、少し言葉は難しいんですが、確率論的リスク評価手法といったものを確立をしていくんだと。具体的に原子力発電所のどこにどういうリスクがあるのかといったところをきちっと分析をして、そのリスクを低減していくための具体的な対策を講じていくといったところを論理的に、具体的にやっていくということでありませう。こうした手法をとることによって、御地元の皆様への説明も、よりわかりやすくなるんじゃないかということで、期待もするところでございます。

それから、右側には、そうした取り組みを含めまして、各電力会社が現に進めているリスクマネジメントの改善に向けた取り組みの例もございます。各電力会社におかれては、ますますこうした取り組みを進めていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、22ページ目は、電力システム改革と原子力の関係ということでございます。先ほども触れましたとおり、これまで2つの法律を出してきております。オレンジの部分、第1弾であります。広域運用機関の設立と。

それから、第2弾としましては、小売の全面自由化をします。これまで御家庭ですとかコンビニクラスの、比較的電力使用量の小さいところが規制対象だったんですが、これも自由化をしていくということでありませう。法律は通っておりますが、具体的なスケジュールとしては、2016年というものを実施の目途にしているということでございます。

それから、第3弾は、送配電部門の法的分離を進めていくということでございます。この関係の法律を次期通常国会に向けて準備をしているということでありませうが、これにつきましては、即実施じゃなくて、2018年から2020年ごろを目途に実施をするんだということを目指している次第でございます。

これに当たりませうですけれども、22ページの下にありますとおり、この法律案が成立をしましたときに、附帯決議が付されております。ここでは、「競争環境下における原子力発電のあり方」、「核燃料サイクル政策の位置づけについて早急に検討」をして、「電力システム改革と同時並行的に適切に措置を講じること」ということでありませう。

全面自由化が2016年ということでありませうので、これから先、この年末までは中間まとめということでありませうけれども、この後、具体的な議論を進めて、それに間に合うように、法的措置、税制措置も含めた対応をしっかり詰めていく必要があるというふうに考えております。来年夏から秋にかけて、次の次の通常国会に向けての作業がポイントになってくるというふうに考えております。

それから、23ページ目、24ページ目は、核燃料サイクルについてございます。

核燃料サイクルに関しましては、ページが先にいくんですが、24ページ目にありますように、ウラン資源等の有効利用を図れるんだといったこと、それから、高レベル放射性廃棄物の減容・有害度の低減の観点からも重要であるというふうに考えております。

※印にありますように、軽水炉の再処理だけでも、サイクルだけでも、高レベル放射性廃棄物の体積を4分の1に低減することができる。それから、放射能の有害度が天然ウラン並みになるまでの期間を約12分の1にすることができる。ただ、これでもまだ1,000年ぐらいはかかるということはあるんですけども、これだけの効果があるということでありまして、さらに、この図で言えば右側にあります、高速炉サイクルまでいけば、さらに有害度を減らすことができるというような効果も期待できるというわけでありまして。

こうした核燃料サイクルに関しましては、23ページ目に戻りますけれども、(1)にありますとおり、我が国は使用済み燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針とするところを、これは引き続き掲げております。

他方で、核燃料サイクルの事業は、非常に長い期間、中長期的な対応を必要とするものでございます。技術的な動向、エネルギー需給、国際情勢、さまざまな不確実性に対応する必要があるということで、対応の柔軟性を持たせることが重要であるということでもあります。

ここでは、やはり使用済み燃料については、中間貯蔵のキャパシティをさらにふやしていくといったところ、これは大変地元の理解を得る上で、簡単なことではございませんけれども、やはりそうしたことに関して、地元の理解を得ながら進めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

それから、25ページ目からは、高レベル放射性廃棄物の最終処分についてでございます。

先ほど、公明党の富田先生のほうから、基本的にもう、主要な海外のサイト、ないしは研究施設をお訪ねになったというお話ございました。私も直接、議員のほうからお話も承っておりまして、そうしたところも踏まえながら、日本としても、しっかり対応していかなければならないということでございますけれども。

この問題に関しましては、私、個人的には、高知県の東陽町のほうで、過去、唯一でありますけれども、文献調査への応募がございましたときに、担当の放射性廃棄物室長をしておりまして、高知県のほうには、あの時期、もう毎週のようにかかわっておりました。結果的には、前回の統一地方選になるんでしょうか、信を問うということで、選挙に打って出られまして、結果的には選挙には勝てなかったということで、その応募に関しても、撤回をその後されたわけでありましてけれども、その後、公募方式にとらわれずに国からも申し入れをするんだといったことですか、地域振興策ですか、さまざまな議論をし、準備を進めてきたのでありますけれども、その後、やはり2011年の東日本大震災、福島事故を経験した結果、その後の作業が、やはりとまってきておりました。

それではいけないということで、ようやく2013年の12月でございますが、最終処分に関する関係閣僚会議が設置をされまして、第1回目がこのときに開催をされたということでございます。これなかなか、やはり政治的にも難しい問題でありますので、国会の先生方のお立場からしましても、閣僚のレベルからしましても、いろいろとお考えあるところかと思うんですが、今回、国が前面に出るということで、閣僚会議まで設置をさせていただいて、この後の方針を決めていただい

たということでございます。

中身としましては、丸3つでございます。

まずは、現世代の責任として、地層処分を前提に取り組みを進めるということでございます。この議論に先立ちまして、学術会議などから暫定保管といったような概念も提示をされたわけでありますけれども、そのような議論は、あえて言えば、古くから欧米では相当議論をされてきた結果、たどり着いたのが、この地層処分ということもございましたので、さまざま議論した結果、引き続き日本としては、この地層処分を前提に取り組みを進めるんだということを示したわけでございます。

他方で、同じくこれは、ヨーロッパでも同様の議論、フランスなどでも同様の議論がされておりますけれども、将来の世代が最良の処分方法を再選択できるように、可逆性・回収可能性を担保をするということを示してございまして、※印にありますように、処分事業の選定プロセスをもとに戻すですとか、それから、地層処分場において、廃棄物を回収可能な状態にあるところまで維持をすることと、これを担保するというようにしております。

それから、3番目が一番大きなポイントでありますけれども、国が、より適性が高いと考えられる地域、科学的有望地という言い方しておりますけれども、これを提示をして、重点的な理解活動を行った上で、複数の地域に対して申し入れをするということも掲げました。

この考え方は、エネルギー基本計画でも閣議決定をされまして、そのうち、ことしに入りましてからですが、放射性廃棄物ワーキンググループといったところで具体的な提言もいただき、さらにこの9月には、閣僚会議をもう一度開催をしまして、進め方を確認をしたということでございます。

この進め方に関しましては、26ページ目でございます。この図の右側でございますけれども、最終処分法で定められた選定プロセスでございます。

まず、文献で調査をし、そこから概要調査地区を選び、そのうち、その調査を経た上で精密調査の地区を選び、さらには最終的な建設地点を選ぶと。3段階で選んでいくということなんですが、この都度、閣議決定をします。その前提として、地元の市町村、それから、都道府県知事の意見を聞いて、それを十分に尊重するということが法律上、掲げられてございまして、これはすなわち、地元の同意がなければ、それぞれのステップを進めないということを示しておるわけでありますけれども、これだけお示ししても、なかなか当初の文献調査にこれまで入れてこなかったということでございますので、それに合わせて、それを踏まえまして、左側にありますような、先ほど触れましたような、国がマッピングをするんだと。それから、重点的な理解活動をしていくんだといったところを掲げたわけでございます。

それから、27ページ目、資料的には、少し重複をするんでありますけれども、今後の科学的有望地選定の考慮要素というものをここに掲げております。

これまでのワーキングで取りまとめられた中身からすれば、処分に適さない地域として避けるべき要件として、火山からの距離15キロ、過去10万年の隆起量が300メートル超になるところはだめと。それから、活断層がある場所において、活断層の長さの100分の1の幅よりも遠くなくやだめだと。こういうようなことをまず技術的には掲げてございまして、さらには、さまざまのものを参考にしながら、環境の保護、土地利用の状況、輸送の確保、人口密度などから、社会的観点からの適性も図っていかうということにしておるわけであります。

これを進めるに当たりましては、先ほど消費地の方々の理解云々かんぬんということがございま

したけれども、こうしたプロセスで国が進めていくんだということを、あらかじめ、全国津々浦々の知事、それから市町村の方々に、進め方自体についての御理解を得なきゃならないんだろうと。そうでなければ、突然我々が、このあたりが適地じゃなかろうかとマップをお示ししたところで、自分のところがその中に含まれていますと、ここに申し入れが来るのかということ、物すごく反発を招くかもしれない。それは科学的有望地は、あることはあるんですけども、その中から理解活動をして、さらに特定の地域に申し入れをしていくんだと。さらにその上で、法律でも定められた選択プロセスを控えているんだというところをしっかりと、あらかじめ御説明をして、理解をいただいた上で、このプロセスを進めていきたいというふうに考えております。

こうした地元への御説明・御理解を進めていく上では、この28ページ目以降にありますような、立地地域でのコミュニケーションの先進事例というものも非常に大事だと思っています。これは、廃棄物だけの問題ではなくて、原子力の立地地域全般に関して、こうした取り組みは重要ということで、これは基本計画の中でも、海外の事例などもよく参考にしながら、地域とのコミュニケーションのあり方をしっかりと検討しろというところは課題になっております。

ここではフランスにおきます地域情報委員会(CLI)、それからイギリスにおけるサイト・ステークホルダー・グループ(SSG)と。代表的な事例なんでありますけれども、いずれも、規制組織がしっかりかかわってらっしゃると。それから、さまざまな立場の方々が当然かかわっていらっしゃると。フランスの場合には、この位置づけそのものが法律に基づいているという事例でございます。

一方、日本の場合には、29ページ目、30ページ目にありますように、フランス、イギリスは進んでいるんじゃないかというふうに言われがちなんですけれども、もうこれは重々御地元の皆様御承知のとおり、各地元の県、それから市町村におきまして、安全についてのさまざまな議論をする場等々ございます。こうしたところでは、さぞや皆様の御理解を得ながら、その御支援を得ているんじゃないかと思えますけれども、国としても、こうした取り組みがあること、重々認識をしながら、中身の充実を図っていかなきゃならないと思うところでございます。

30ページ目には、松江の例、それから、柏崎の地域の会の例がございます。こちらでは、海外の例と同じように、さまざまな立場の方、慎重派の方々も参加をされる形で、非常に丁寧な議論を進めてきておられます。

こうした取り組み、非常に大事かと思っております、国もしっかりこういうところに加わっていくと。こうした取り組みのさらなる充実を図っていかねばならないというふうに考えているところでございます。

それから、31ページ目は、立地地域への支援措置ということでございます。

原子力発電所が長期に停止をしているということで、地元の経済には大きな影響が出ている点、これはもう、繰り返し伺っておりますし、認識をしておりますけれども、今は、目下、対応している点としましては、交付金については、みなし規定を適用する。それから、個別の地域ごとの特徴を踏まえた地域活性化の取り組みということで、新たな支援事業の補助制度もつくっていると。それから、これまでの交付金の使途の柔軟化といったところも進めてきているところでございますが、今後、再稼働が具体化をしていくと、それから廃炉が進む地域でどのような政策を講じていかねばならないのかということにおきましては、これは、恐縮ながら、全体の約1,000億円のパイは決まっておりますので、それぞれどう整理をしながら、必要など所に必要な支援を申し上げ

ていくのかというところを、今後、非常に重い検討課題だというふうに認識をしているところでございます。

それから、32ページ目は、原子力の防災対策・避難対策でございます。

これは、私も、昨年の川内原子力発電所での防災訓練、これはERCのほうで参加をいたしましたし、ことしも11月の2日、3日は、志賀原発のオフサイトセンターで2日間、同席をさせていただきました。非常に念の入った準備をされて、かつ実践的な訓練になっていたと思っております。

当然ながら、やったらやっただ、さまざまな課題が出てくるわけでありましてけれども、原子力に関しても安全神話という議論がありますけれども、防災計画に関しましても、完全なものはないということでもありますので、これは、こうした訓練を繰り返しながら、また、御地元の不安の声も聞きながら、より充実したものにしていこうというところをしっかりと取り組んでいかなければならないと思うところでございます。

この防災計画の中身に関しましては、その川内のケースを申せば、9月の12日に原子力防災会議、総理が出席になる会議でございますけれども、この会議におきまして、この計画の中身が具体的であり、合理的であるといった確認はいたしております。ただ、さらなる充実が必要、拡充が必要ということで、私ども職員も現地に赴いておりますけれども、さまざまな声を聞きながら、また訓練を繰り返しやりながら、中身の充実を図っていくことが大事かというふうに思っているところでございます。

時間がちょっと過ぎておりますけれども、あと、再エネと、それから省エネの関係、ざっと御説明をさせていただければと思います。

33ページ目以降、再生可能エネルギーの問題でございます。

33ページ目は、現状の再エネの導入量についての日本の状況と、それから、国際比較を掲げております。

日本では、水力発電も入れまして、再エネは10.7%と。水力以外は2.2%ということで、まだまだ拡充しなきゃならないと。風力、地熱などの拡大余地は十分にあるというふうに考えているところでございます。

34ページ目、最近の状況を申せば、新しく2012年に固定価格の買取制度を導入した後は、加速的に導入がふえているということでありまして、導入後の動向を見れば、この2年だけでも、1.5倍に導入がふえているということでもあります。

他方で、負担のほうは、それ相応に拡大をしてきておりまして、2014年の試算でございますけれども、このFITの賦課金、これは電気料金にサーチャージの形で加わってくるわけでありまして、この負担が6,500億円になっているということでございます。

現在、再生可能エネルギーの設備に関して、既に国へ申請が行われて認定されたものが7,000万キロワット以上あるんですが、これ、全部が動くとは到底思いませんが、仮にこの7,000万キロワットが運用されるとしますと、年間の買い取り費用の負担が2兆7,000億になると。これは20年続きますので、50兆円を超えるような負担になるということで、さすがにこの負担をどうしていくのかということは、とても大きな課題になっているところであります。

他方で、技術的な問題も出てきておりまして、35ページ目でもありますけれども、各電力会社において、需要をはるかに超えるような導入の申し込みがあって、今の送電ネットワークの容量では

受けとめられないという実情でございます。これは、九州電力さんのケースが出ておりますけれども、九電さんの場合には、電気の需要の少ない時期で800万キロワット、多い時期、夏場のピーク時で1,600万キロワットということなのですが、既に接続済み分と、それから、接続の申し込みがあった部分を足して1,260万キロワットと。まだ、このうち接続検討をされているものも加えますと、1,940万キロワットの導入が想定されると。当然、電力というのは、供給に当たって需給バランスを瞬時、瞬時に合わせなきゃならないと。需要の動きに合わせて、供給を調整しなきゃならないということなので、こうしたボリュームは、とても受けとめられないということで、9月の下旬に九電さんのほうが、この回答を保留されるというところを公表されました。

同じような状況が、既に北海道と沖縄については昨年度までに、それから、足元では東北電力、四国電力、それからまだ保留はされていませんけれども、中国電力、北陸電力さんのほうも、近く想定量を超えるということになりますので、それぞれの各社においては、現在、これは年内目途なんですけど、どれだけ接続可能なのかという、その接続可能量の見込み、さらには、その見込みを超えて拡充するためには何ができるのかと、何が必要なのかといったところの課題の整理といったところを、年内目途に取りまとめる予定にしているということでございます。

こうしたコストの問題、それから接続の問題、これ、いずれも克服をしながら、なるだけ最大限の導入を図っていかねばならないということなのですが、この際、固定価格買取制度の見直しも必要になりますし、それから技術的にも低コスト化・高効率化を図るための技術開発、実証も必要になってまいります。

今は太陽光発電に偏重する形で導入が進んでいると。太陽光の場合には稼働率が十二、三%ということでありますので、特に昼間だけということでありますので、これが先行する形で、せっかくある電力ネットワークの容量を先に食ってしまうというのではもったいないと。本来は安定性がある、比較的成本も安い、地熱ですとか、水力ですとか、それから、バイオマス発電とか、こういうものから入っていけばと思うんですが、足元で、制度のもとで、申し込みが先に来ているものをどうさばくかということ議論しながら、今後拡充できる部分に関して言えば、今申し上げたような、比較的再生エネルギーの中でもすぐれた電源を優先して入れていくということのほうに限られたネットワーク、限られたコストのもとで、より多くの発電電力量が入るんじゃないかというふうに私は考えている次第でございます。

それから、36ページを少し飛ばしまして、37ページ目であります。再エネを進めていく上で、さまざまな予算措置も講じてきております。

まず、福島沖では浮体式の洋上風力をということで、ここにありますような予算を投じながら進めております。洋上風力ということでありますので、通常の風力の稼働率20%をはるかに上回る、40%を超えるような稼働率も期待できるということで、ぜひこれはしっかり進めていきたいと思っております。

それから、地熱発電に関しましても、ここのところ申し上げたようなメリットでございますので、全国各地の調査を進めておりますし、それから、これまで必ずしも重点が置かれてこなかった、再生可能エネルギーの熱に関しましても、導入促進の措置を講じてきているということでございます。

それから、38ページ目以降、最後、省エネでございます。

省エネルギーに関しまして、日本は基本的には国際的に見ても優等生であるというふうに考えて

おります。GDPの伸びが、このグラフにありますように、石油ショック来、2.4倍になっているに對しまして、エネルギー消費自体は1.3倍にとどまっていると。特に産業界について言えば、0.8倍ということで、むしろ減らしてきているという状況であります。運輸部門、減ってきておりますし、民生のほうは、大体GDPと同じぐらいの幅で来ているということでございます。

このうち、やはり各分野での取り組みを進めていかなければならないということなんですが、やはりここに来て、省エネルギーを進めていくに当たっての限界的な費用というものが非常に大きくかかっていると認識をしております。特に産業界に関して言えば、これまでも乾いた雑巾だというふうに言い続けられてきているわけでありまして、一方で、さらに、まだまだ消費に占める割合が大きいので、減らしていかなければならないということなんですが、この後さらにこれを減らしていこうとすると、相当な設備投資が必要になってくるんだらうということで、これを支えるためにということで、39ページ目にありますような補助金の制度、これを、これまでも相当手厚く進めてきておりましたけれども、今年度、それから来年度に関しましては、赤字で書いてありますような410億円、それから750億円といったようなところを、予算要求を今、進めているところでございます。

仮に経済対策で補正予算ということになりました場合には、冒頭申し上げましたようなエネルギーコストの問題もございまして、ここはもう、思い切った投資促進のための支援策を、ぜひエネルギーとしては訴えていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、それ以外にも、中小事業者へのサポート、それから、家庭における省エネ対策といったところに関しまして、相当の予算措置を講じていくつもりにしております。

それから最後、運輸部門でございます。

1点だけ申し上げますと、ことし、来年にかけましては、いよいよ燃料電池自動車の本格導入をされるということでございまして、燃料電池自動車に対する200万円ぐらいの補助金、それから、水素ステーションをつくるための補助金といったところ、国も積極的に支援をしているところでございます。

2030年ごろには、次世代の自動車と。省エネの燃料電池自動車とか電気自動車といったものが、販売に占める割合を5割、7割にしていくんだという、非常に高い目標を掲げておりますけれども、これに向けて支援措置を実施していくということを掲げている次第でございます。

非常に長い説明になりましたが、こうしたエネルギーの事情に関しましては、これ、なかなか私ども、こうした直接御説明をする機会がないと、伝わらないという部分がございます。メディアの報道ぶりも、これは相当厳しいものもありますし、通り一遍の広報では、なかなか伝わらないというのが実感でございます。きょうはこの場で、非常に多くの方々に直接お話を申し上げる機会を得られたわけなんでありますけれども、この後も、各御地元で、ぜひエネルギーの件をもっとしっかり話せという機会を頂戴できれば、喜んで参上したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

説明、以上でございます。

(質疑応答 なし)



